

意見書案第19号

消費税の増税の中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年12月10日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	勝又光江
	〃	宗田裕之
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	片柳進

消費税の増税の中止を求める意見書

内閣総理大臣は、本年10月15日に行われた臨時閣議において、来年10月から予定どおり消費税を10%に増税することを表明した。

本年11月に公表された総務省の家計調査によると、2人以上世帯の実質家計消費は、平成26年4月に消費税の税率が5%から8%へ増税された後、多くの月で前年比マイナスとなっており、消費不況が長期にわたって続く中で5兆円もの増税をすれば、貧困層を拡大させるだけでなく、日本経済に多大な悪影響を与えることは明らかである。

政府は、増税の影響を抑えるとして、ポイント還元、プレミアム商品券、複数税率の導入などを検討しているが、いずれも事業者の事務が煩雑になるなどかえって経済を混乱させるものである。

さらに、複数税率の導入に伴い、増税から4年後に導入が予定されているインボイス制度は、中小企業や雇用契約のない請負労働者、建築職人などの500万ともいわれる免税事業者が取引から排除されることになるか、納税義務と煩雑な事務負担を伴う課税業者にならざるを得なくなるかを迫られるなどの深刻な問題があり、消費税の増税には賛成している日本商工会議所や中小企業団体、全国商工団体連合会等もこれに反対している。

よって、国におかれては、日本経済への多大な悪影響を避けるとともに、中小企業等の持続的な営業活動を守るため、消費税の増税を中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣